

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、半導体事業部、産商事事業部、エンジニアリング事業部の各事業部がそれぞれの特色を活かして連携するとともに、管理本部による全社統括機能を加えて、安定的に業績の拡大を図り企業価値を高める株主重視の経営を基本方針としておりますが、同時に遵法精神に基づいた諸施策の展開と適時適切な情報開示に取り組むことをコーポレート・ガバナンスにおける基本的な考え方としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 20%以上30%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
信越化学工業株式会社	13,733,824	38.69
中澤正幸	2,169,429	6.11
有限会社なかざわ	1,151,280	3.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,045,300	2.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	944,100	2.66
ゴールドマンサックスインターナショナル	927,111	2.61
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT-TREATY RATE	725,000	2.04
株式会社群馬銀行	701,530	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	535,900	1.51
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリティー クライアンツ 613	426,500	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点において、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
春山進	弁護士								△			
塚越勝美	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
春山進	○	春山・星野法律事務所弁護士 社外取締役の春山進氏は、春山・星野法律事務所(旧 春山法律事務所)の弁護士であり、当社は同事務所と2012年5月まで法律顧問契約を締結しておりました。	春山進氏は、弁護士として豊富な経験、知識を有しており、同氏を社外取締役に選任することにより、独立した立場から当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、経営の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し選任しております。なお、同氏と当社の間には特別な利害関係はありません。したがって、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
			塚越勝美氏は、経営者としての豊富な経験を有しており、同氏を社外取締役に選任することにより、独立した立場から当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、経営の透明性

塚越勝美	○	社外取締役の塚越勝美氏は、2009年6月まで当社の取引先である株式会社群馬銀行の専務取締役でありました。	の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し選任しております。なお、同氏が2009年6月まで専務取締役でありました株式会社群馬銀行は当社の主要な借入先であります。が、当社の総資産に占める同行からの借入金の割合は0.3%程度と僅少であり、同行が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはありません。したがって、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないものと判断し独立役員に指定しております。
------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
 会計監査人とは必要に応じ随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を十分に監視できる体制を整えております。
 監査役と内部監査部門の連携状況
 監査役は3ヶ月毎に内部監査室と定例会議を行い、活動状況の報告を受け、その活動内容について助言を行い、必要に応じて調査を求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
室田雅之	他の会社の出身者										○			
村岡正三	他の会社の出身者													
楠原利和	公認会計士										△			

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
室田雅之	○	ぐんぎんリース株式会社代表取締役社長 社外監査役の室田雅之氏は、2014年6月まで当社の取引先である株式会社群馬銀行の常務取締役でありました。また、2014年6月より当社の取引先であるぐんぎんリース株式会社の代表取締役社長であります。	室田雅之氏は、経営者として豊富な経験を有しており、同氏を社外監査役に選任することにより、独立した立場から当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、経営の監視機能の充実に繋がるものと判断し選任しております。なお、同氏が2014年6月まで常務取締役でありました株式会社群馬銀行は当社の主要な借入先であります。当社の総資産に占める同行からの借入金の割合は0.3%程度と僅少であり、同行が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはありません。また、同氏が2014年6月より代表取締役社長でありますぐんぎんリース株式会社と当社の間には重要な取引はありません。したがって、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
村岡正三	—	—	村岡正三氏は、半導体関連事業における幅広い業務経験を有しており、同氏を社外監査役に選任することにより、独立した立場から当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、経営の監視機能の充実に繋がるものと判断し選任しております。
楠原利和	○	楠原利和公認会計士事務所会計士 社外監査役の楠原利和氏は、2013年6月まで当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人所属の公認会計士でありました。	楠原利和氏は、公認会計士として財務および会計に関する豊富な経験、知見を有しており、同氏を社外監査役に選任することにより、経営の監視機能の充実に繋がるものと判断し選任しております。なお、同氏が2013年6月まで所属しておりました有限責任あずさ監査法人は当社の会計監査人ですが、同氏が当社の監査担当から離れて既に10年経過しております。したがって、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

各取締役は、会社の基本方針に従い、各部門の連携による安定的な業績の拡大を図り企業価値を高めるべく邁進しております。各取締役への報酬等につきましては、それぞれの実績に基づいて、相応のインセンティブが与えられていることから、今までのところストックオプション等の設定は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

2015年5月期における取締役の報酬等の額

取締役7名 199百万円

(注)1. 上記には、2015年5月期の役員賞与引当金繰入額が含まれております。

2. 上記には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額(賞与を含む)は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、事前に議案について説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

業務執行につきましては、定例及び臨時の取締役会に加えて、重要な日常業務の報告を目的とする経営会議を定期的に行い、会社の重要事項に関する意思決定を行っております。取締役は現在社外取締役2名を含めた8名で、取締役会及び経営会議におきましては、監査役からの意見や助言をとり入れながら、有効かつ客観的な審議を行い迅速な意思決定が実現されるよう図っております。また、監査役と代表取締役社長との間で定期的に意見交換会を開催するなど、監査役の監査が実効的に行われる体制の充実を図っております。意思決定の過程では、法的な側面につきましては顧問弁護士より、会計・税務面におきましては公認会計士や顧問税理士より、適宜、アドバイスを受け適法性を確保しております。

企業活動に伴って発生する可能性のある社内外のリスクに対しては、リスク管理に関する諸規程を整備し、リスクの早期発見と未然防止を図るため、リスク管理委員会を設置して、全社横断的な管理活動を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、現在、社外監査役3名を含めた4名の監査体制であります。常勤監査役は、取締役会とはもとより経営会議その他の重要会議に出席し、業務執行に関する適切な監査や助言を行い、経営の質的向上と健全性確保に努めております。また社外監査役3名を含めて、経営活動全般にわたり独立した立場からの客観的な監査や助言が実現されるよう図っております。更に、監査役は会計監査人並びに内部監査室と必要に応じ随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を十分に監視できる体制を整えております。

内部監査機能としては、社長直轄の独立部門として「内部監査室」を設置しており、監査計画に基づき、社内の各部門の業務運営状況を専任者が定期的に監査しております。

取締役の指名につきましては、取締役会の推薦により行い、また監査役の指名につきましては、監査役会の同意を得て、取締役会の推薦により行っております。

役員の報酬等につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役については取締役会で、監査役については監査役協議によりそれぞれ決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

業務の執行におきましては、遵法精神に基づいた諸施策の展開と迅速な意思決定が重要であるとの考えから、当社は現状の体制の中で、定例及び臨時の取締役会に加え、諸施策を適切迅速に審議決定し、経営活動の効率化を図り、あわせて重要な日常業務の報告を目的とする経営会議を定期的に行い、会社の重要事項に関する意思決定を行っております。取締役会及び経営会議におきましては、監査役からの意見や助言をとり入れながら、有効かつ客観的な審議を行い迅速な意思決定が実現されるよう図っております。また、監査役と代表取締役社長との間で定期的に意見交換会を開催するなど、監査役の監査が実効的に行われる体制の充実を図っております。

社外取締役につきましては、経営の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し選任しております。

従いまして、現状の体制におきましてコーポレート・ガバナンスの要素である経営の透明性、健全性、遵法性の確保と実効性のある経営監視体制は整っているものと判断しており、当社の事業規模や事業特性に鑑みても、現在の体制が最適であると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の定時株主総会について、招集通知を法定期日より6日早く発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	5月決算であり、集中日は回避できております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	説明会という方式は採っていませんが、アナリスト・機関投資家に対しては電話取材や個別訪問にて多数回(延べ数十社)の説明をしております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの担当者2名を選任しており、個別の取材、スモールミーティング等を通してIR活動に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001に基づいて、環境保全活動、省資源・省エネルギー化など、継続的な改善活動を展開しており、グリーン調達にも取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を構築し、整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範と倫理観のもとに職務を遂行するための「行動指針」を制定する。
 - (2) コンプライアンスに関する規程等を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。コンプライアンスの状況については、内部監査室及びその他特定の規程等に定められた部門が内部監査を実施する。
 - (3) 経営管理部内にコンプライアンス相談窓口を設け、内部通報制度の運用により法令及び規程等に違反する行為の早期発見と是正を図る。
 - (4) 内部監査室は、当社の内部統制状況を把握、評価するなど内部監査を実施し、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
 - (5) 反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。
- この方針に基づき、対応統括部門を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強力に推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録・保存する。これらの記録は、取締役及び監査役が閲覧可能な状態にて管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する諸規程を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。リスク管理の状況については、内部監査室及び特定のリスク管理項目を分掌する部門が内部監査を実施する。
- (2) 全社横断的なリスク管理活動を推進するため、リスク管理委員会を設置する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規則、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等により権限委譲及び意思決定手順を明確化する。
- (2) 取締役等を構成員とする経営会議を設置する。
- (3) 取締役会において総合予算を策定し、総合予算に基づく事業部毎の月次業績管理を取締役会及び経営会議において実施する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を整備し、運用する。内部統制の状況については、内部監査室が定期的に評価を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役会からの要望があった場合は、監査役スタッフを置くものとする。
- (2) 監査役スタッフの人事については、監査役会の同意を得るものとする。
- (3) 監査役スタッフがその業務に関して監査役から指示を受けたときは、その指揮命令に従わなければならないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役及使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、危機管理規程に従って、直ちに当該事実を監査役に報告する。
- (2) 監査役は、取締役または使用人に対し報告を求めることができる。
- (3) 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査役会に対して定期的に報告する。
- (4) 監査役に報告をした取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、経営会議その他の重要な会議、委員会等に出席できる。
- (2) 監査役と代表取締役社長との間で定期的に意見交換会を開催する。
- (3) 監査役は、会計監査人もしくは内部監査室との間で定期的に意見交換会を開催するなど、連携を図る。
- (4) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

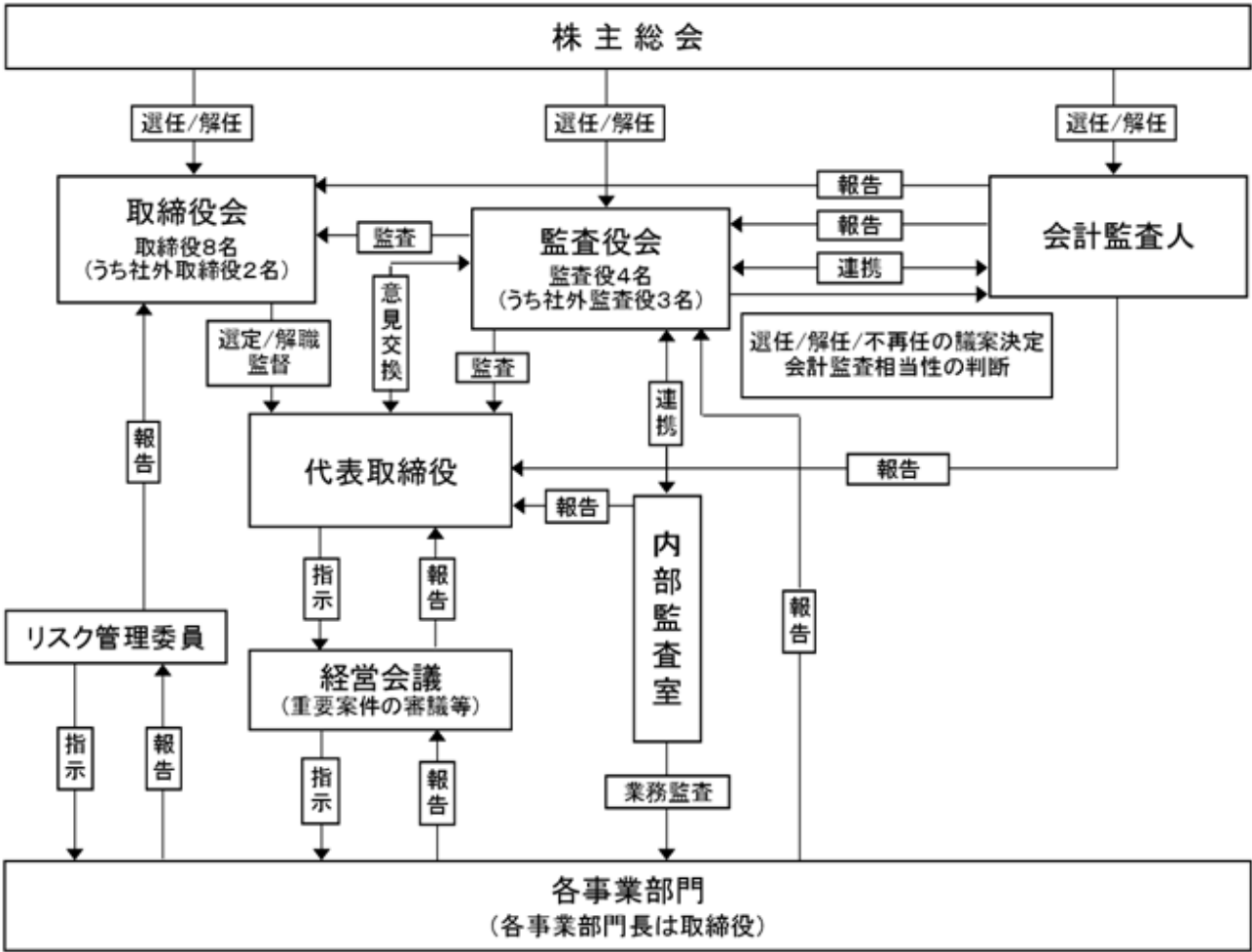
当社では、「反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で対応しなければならない」「役員及び従業員は、自らの利益を得るために、反社会的勢力の利用や利益供与等を一切行ってはならない」とコンプライアンス・マニュアルにおいて定めており、役員及び従業員に対し周知徹底を図っている。

反社会的勢力からの接触、不当要求等が発生した場合、管理本部経営管理部が統括部門となり、関係諸機関との連携を図り、その対応にあたる。また、リスク管理の一環として経営管理部がリスク管理委員会と連携して対応マニュアルの充実と教育・訓練を推進する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要(模式図)】

